

MSJ2023-007

2024年3月5日

警察庁長官 露木康浩 殿

銃刀法改正案（ハーフライフル銃の所持規制）に対する要望書の提出について

一般社団法人日本哺乳類学会  
理事長 押田龍夫  
「野生生物と社会」学会  
会長 八代田千鶴



拝啓

日頃より日本哺乳類学会及び「野生生物と社会」学会の活動にご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、国会において、銃の規制強化のため、警察庁が銃砲刀剣類所持等取締法の改正法案を提出し、審議が進められています。改正法案では、ハーフライフル銃もライフル銃同様に、継続して10年以上散弾銃の所持許可を受けている者に所持を許可するとされています。しかし、これは大型哺乳類の適正かつ安全な管理の実施に対して、大きな問題が生じる懸念があります。ハーフライフル銃は、散弾銃でスラッグ弾を用いる場合よりも命中精度が高く有効射程距離が長いことから、ライフル銃に次いで大型哺乳類の安全かつ効率的な捕獲を可能とします。現在は新規捕獲者（ここでは狩猟者及び捕獲従事者など、銃器を用いて捕獲を行う者全てを指します）でも初年度から所持できることから、大型哺乳類の管理を担う人材の育成にも大きく貢献しているといえます。

全国で所持許可されている約3千5百丁のハーフライフル銃の約半数は北海道在住の捕獲者が対象ですが、本州以南でも広く所持が許可されています。このため、法改正にあたっては、大型哺乳類の捕獲（登録狩猟、許可捕獲、及び指定管理鳥獣捕獲等事業を含む）を行う新規捕獲者がハーフライフル銃を支障なく使用できるように、十分な配慮をいただく必要があると考えます。

つきましては、ここに銃刀法改正案（ハーフライフル銃の所持規制）に対する要望書を提出いたしますので、ご検討の上、適切なご対応をお願い申し上げます。なお、本件に関して日本哺乳類学会及び「野生生物と社会」学会は最大限の協力を惜しまぬ所存です。

敬具

<連絡先>

池田 透（日本哺乳類学会哺乳類保護管理専門委員会委員長）

〒060-0810 北海道札幌市北区北10条西7 北海道大学大学院文学研究科

伊吾田宏正（「野生生物と社会」学会理事）

〒069-8501 北海道江別市文京台緑町 582 酪農学園大学環境共生学類  
釣賀一二三（日本哺乳類学会哺乳類保護管理専門委員会クマ保護管理検討作業部会部会長）  
〒060-0819 北海道札幌市北区北 19 条西 12 丁目北海道立総合研究機構エネルギー・環  
境・地質研究所

2024年3月5日

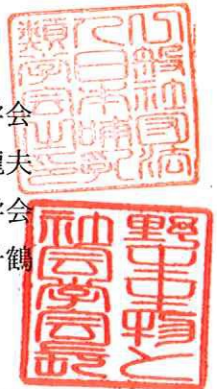
## 銃刀法改正案（ハーフライフル銃の所持規制）に対する要望書

一般社団法人日本哺乳類学会

理事長 押田龍夫

「野生生物と社会」学会

会長 八代田千鶴



### 1. ハーフライフル銃の所持規制における問題点

#### 1) クマ類管理への影響

全国の多くの地域でクマ類（ヒグマ及びツキノワグマ）による人との軋轢の増加が社会問題になっており、2023年度は北海道、東北地方を中心とした大量出沒により全国で8千頭以上が捕獲された。また、北東北等で多数の人身事故（全国の死傷者数は過去最高の2百名以上）が発生し、クマ類の指定管理鳥獣への指定も検討されている。市街地や集落への出沒対応も含めて、被害防止のためには問題個体を安全かつ確実に捕獲することが必須である。命中精度の劣る散弾銃では急所を外す可能性が高まり、捕獲効率が低下するばかりか、事態の收拾が長引くことで捕獲者だけでなく、地域住民や出沒対応にあたる行政職員及び警察官に危害が及ぶリスクが増大する。従って、クマ類の適正な管理のために、銃の所持歴が10年に満たない捕獲者にとってハーフライフル銃の使用は重要である。

#### 2) ニホンジカ及びイノシシ管理への影響

増えすぎたニホンジカ（以下シカ）及びイノシシによる農林業及び生活環境への被害、並びに生態系への悪影響を軽減させるために、2013年に環境省及び農林水産省が10年間でシカ及びイノシシの捕獲を強化し、それらの個体数を半減することとした。2022年度には、全国でシカ約71万頭、イノシシ約69万頭が捕獲されている。しかし、2023年、シカについては10年を経過しても目標達成が見込めないことから期間を5年間延長すること、イノシシについては早期に目標を達成しつつも、被害軽減のため継続して捕獲圧をかけることとなった。一方で、沖縄県等では外来イノシシ等（イノブタも含む）による生態系への悪影響等が問題となっている。両種の被害対策については、許可捕獲ばかりでなく一般狩猟も通じて、多くの捕獲者が多様な手法で幅広く捕獲圧をかけ続けることが重要であり、ハーフライフル銃の規制は両種の管理に対して重大な影響を及ぼすことが懸念される。

#### 3) 人材育成の推進

現在、銃所持者の大半が高齢者であり、高齢者層が今後大量に引退することにより、管理の現場における捕獲の担い手が激減するとともに、担い手の中心は銃所持歴の短い捕獲者になることが見込まれる。人材の確保・育成は喫緊の課題となっているが、散弾銃では大型獣の捕獲が困難であることに加え、捕獲実績の伸び悩みから10年未満で銃猟を辞める事例が多数発生し、結果として捕獲の担い手が不足することが懸念され

る。また、ハーフライフル銃を所持できないことは、ライフル所持まで銃猟を継続する意思を持った捕獲者から捕獲機会を奪うことにもなり、静的射撃\*の技術を向上するための経験を積むこともできなくなる。仮に、被害防止のための捕獲事業従事者を対象に10年未満でライフル銃を所持できる特例措置と同様の措置がとられたとしても、使用機会は制限されてしまう。ハーフライフル銃による捕獲技術の向上のためには、狩猟を含めた多くの機会を活用することが重要である。このような理由から、将来にわたって質の高い捕獲の担い手を確保するために、ハーフライフル銃の所持に新たな制限を加えるべきではない。

\* クレー射撃などの動動的を散弾で射撃する動的射撃とは異なる技術習得が必要

#### 4) 地域における野生鳥獣管理体制構築への影響

野生鳥獣による被害が発生する地域の現場では、専門的な知識と捕獲技術を持った人材により科学的根拠に基づいた管理を実行する体制の構築が急務となっている。このような体制を担う人材の育成もまた喫緊の課題であり、野生鳥獣と対峙する機会を提供する捕獲の場を短期間で数多く経験することが必要である。この際にもハーフライフル銃の所持は必須と考える。

#### 5) 倫理面及び利活用における課題

近年、野生動物対策の現場でもアニマルウェルフェア（動物福祉）への配慮が益々求められている。また、捕獲個体を自然資源として食肉利用する取り組みも推奨されている。しかし、命中精度の劣る散弾銃では、急所を外して対象個体に不必要な苦痛を与えてしまう懸念があり、さらに腹部に着弾して消化管内の病原菌が筋肉を汚染する懸念が増大するため、アニマルウェルフェアだけでなく、食肉衛生上の課題がある。

#### 6) 生物多様性国家戦略 2023-2030 との整合性

生物多様性国家戦略 2023-2030 においては「夜間銃猟等の認定を受けている認定鳥獣捕獲等事業者の割合」を増加する数値目標が掲げられているが、ハーフライフル銃は夜間銃猟の際の極めて有力な装備となることから、生物多様性国家戦略 2023-2030 との整合性を担保する措置の検討が必要である。

## 2. ハーフライフル銃所持規制に特例措置を設ける場合の要望事項

上記のような多くの問題があり、当 2 学会はこの度のハーフライフル銃の所持に新たな規制を設ける法改正に反対する。野生動物被害防止の観点から、警察庁通達により特例措置を設けると報道されているが、その場合においては、以下のような改善が不可欠と考える。

#### 1) 事業被害防止の必要性に関する通知について

指定管理鳥獣等（クマ類を含む）を対象とした第二種特定鳥獣管理計画を策定している都道府県においては、警察庁が検討している特例措置（ハーフライフル銃の所持許可の流れ）における「事業被害防止の必要性に関する通知」を省略できるようにすること。

理由としては、事業被害防止の必要性がある都道府県からの通知の発出が何らかの理由

で行われなかった場合や遅延した場合、地域における捕獲従事者の人材育成が進まず、確保が困難となる可能性があること、及び第二種特定鳥獣管理計画を作成している時点で被害防止の必要性が認められるため。

## 2) 認定鳥獣捕獲等事業者を対象とした所持許可について

認定鳥獣捕獲等事業者は認定を受けた都道府県以外の指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先となり得ることから、ハーフライフル銃の使用に関して地域の特定を行わないこと。

その理由は、認定鳥獣捕獲等事業者は、安全性を確保し適切かつ効果的に実施できる事業者（法人等）を都道府県知事が認定できる制度（鳥獣保護管理法）に基づくものであり、安全管理体制に係る基準、従事者の技能及び知識に係る基準、従事者に対する研修の実施に関する事項、及びその他の基準によって認定されるためである。

## 3) 特例措置の運用について

特例措置によるハーフライフル銃の所持許可が申請された場合は、手続きを円滑に進めること。また、大型獣の管理は今後も継続して実施する必要があるため、特例措置には期限を設けず、関係省庁及び有識者による検討会を設置して定期的に見直す運用とすること。

被害防止等のための捕獲に従事する者が、散弾銃所持開始から10年未満でライフル銃を所持できる特例措置（通達、警察庁丁保発第209号）が現行でもあるが、特例申請が受理されない、あるいは許可されない事例が多く、手続きも煩雑であることから十分活用されていない実態があるため、ハーフライフル銃の特例措置の円滑な運用を確実に担保すること。なお、現行のライフル銃特例措置についても同様に見直す必要がある。

## 3. 今後の野生鳥獣管理のあり方についての要望事項

### 1) 公的機関による鳥獣管理体制の整備

ハーフライフル銃規制が野生鳥獣の個体数管理をさらに困難にするそもそもの原因は、民間・狩猟者依存の鳥獣管理体制にある。今回のハーフライフル銃規制による議論を契機に、国は公的機関による鳥獣管理体制の整備という抜本的な方針転換（戦略の転換）を検討すべきである。